

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年 8 月 22 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700009号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700007号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社C事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年6月20日から平成15年4月1日まで

請求期間について、A社にアルバイトとして勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。同社では、1日8時間以上、1か月20日以上勤務していたことから、厚生年金保険加入の対象となることは明らかであるため、調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚を記憶している上、請求者が所持する預金通帳によると、振込元は不明であるが、給与の振込履歴が確認できることから、請求者が同社に勤務していたことがうかがえるものの、当該預金通帳で確認できる給与振込金額からは、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

また、平成22年4月にA社を合併したB社は、「A社は合併を2回行っており、同社に関する資料は残っていないため、請求者の勤務実態等について不明である。」旨回答しており、請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、当該期間当時に同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「アルバイトは、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、請求期間において、請求者の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、A社に係るオンライン記録において、請求者の氏名等は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700007号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700008号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和9年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和26年4月1日から昭和36年4月14日まで

A社に十数年勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録は10か月しかないため、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の事業を承継したとするB社C工場は、「残っている資料は失業保険関係しかないため、請求期間の勤務形態等は不明である。」旨回答しているところ、同工場から提供された請求者に係る失業保険被保険者資格取得確認通知書の写しによると、資格取得年月日は昭和36年4月14日と記載されており、請求者の厚生年金保険被保険者記録の資格取得年月日と一致している。

さらに、請求期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったところ、請求者のことを記憶している同僚はいたものの、請求者の勤務期間等を具体的に記憶している者はおらず、請求者の請求期間における勤務実態等について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に請求者の氏名等は確認できない上、同被保険者名簿に記載されている請求者の資格取得年月日は、オンライン記録と一致しており、資格取得年月日が遡及して訂正されているなどの形跡は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。